

岩手県身体障がい者体育館利用料金表

※朱書きは料金改正があったもの

[令和8年4月1日から適用]

区 分			普通利用料金				特 別 利 用 料 金
			全館貸切使用 ※	体育室		個人使用 (1人あたり)	
				貸切使用 (2区分)	区分使用 (1区分)		
1時間までごとに			1時間 までごとに	1時間 までごとに	4時間 までごとに		
入場料等を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学生・生徒	990	1,120	560	90	休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す 休日、12月29日から 31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通使用料金の額の 2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）を別に徴収する。
		一 般	1,980	1,980	990	100	
	その他の催しに使用する場合	5,820	5,820	2,910	/		
入場料等を 徴収する場 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	学生・生徒	1,640	1,640	820	/	
		一 般	2,760	2,760	1,380	/	
	その他の催しに使用する場合	9,120	9,120	4,560	/		
第3条の規定による許可を受けた場合の 使用料（物品販売行為等）			1人1時間までごとに250円				

※全館貸切使用（体育室貸切使用〔2区分〕とトレーニング室使用）の場合には、上記普通使用料に加えて付属施設のトレーニング室の使用料金（1時間までごとに220円）が発生します。

備考 「入場料等を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

附属の施設又は設備の利用料金

[令和8年4月1日から適用]

区 分	利用方法	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催しに 使用する場合
トレーニングルーム	1時間までごとに	220円	440円
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	150円	320円
バレーボール用具	//	40円	70円
バドミントン用具	//	40円	70円
卓球用具	//	70円	140円
テニス用具	//	50円	90円
ハンドボール用具	//	40円	100円
フットサル用具	//	40円	100円
いす（1人用）	1脚5時間までごとに	20円	50円
机	1個5時間までごとに	40円	70円

電気料及び暖房料

[令和8年4月1日から適用]

区 分		1時間までごとに	
		電 気 料	暖 房 料
		夏季7~9月	その他季
体 育 室	全館貸切使用	590円	1090円
		うち水銀灯のみ 260円	
	区分使用	300円	540円
		うち水銀灯のみ 130円	
個人使用	60円	110円	
	うち水銀灯のみ 30円		
トレーニングルーム		10円	80円
摘 要		1時間未満の端数があるときは、30分以上 は1時間とし、30分未満は切り捨てる。	